

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
令和 3 年度 定時社員総会 議案集

令和 3 年 6 月 22 日 (火)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目 次

【議案資料】

第1号議案 令和2年度事業報告(案)に関する件

令和2年度事業報告(案)	1
--------------	---

第2号議案 令和2年度決算報告(案)に関する件

令和2年度収支計算書(案)	13
同附属明細書(案)	15
同貸借対照表(案)	15
監査報告書	16

第3号議案 役員の選任(案)に関する件 17

【報告関係資料】

① 令和3年度事業計画	19
② 令和3年度収支予算	25
③ ふくせん新規入会・退会・会員数の推移	27
④ 賛助会員入退会状況	28
⑤ 令和2年度新規入会者数及び令和3年度ブロック活動費	29

【参考資料】

① ブロック長名簿	30
② 定款	31
③ 倫理綱領	35

第1号議案 令和2年度事業報告（案）に関する件

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和2年度事業報告（案）

令和2年度基本方針

1. 福祉用具専門相談員の質の向上に関する調査研究を行い、福祉用具サービスのさらなる充実を可能とする仕組みを検討する。また、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及をはじめとした自己研鑽環境整備の推進を図る。
2. ブロック長会議や展示会への出展等を通じ、協会並びに会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図り、必要に応じ提言等を行う。
3. ブロックにおいて地域に根差した活動を増やすことにより、福祉用具専門相談員の存在と役割、専門性等について、多職種への理解、普及の促進を図る。
4. 職能団体としての影響力を高めるため、3,200名を令和2年度末目標として会員増を図る。

参考 令和2年4月1日現在

正会員	2,312名	令和2年度純増目標	88名	合計	2,400名
FJC会員	773名	令和2年度純増目標	27名	合計	800名

1. 社員総会・理事会等の開催、運営

(1) 定時社員総会の開催(1回)

令和2年6月17日に定時社員総会を開催し、令和元年度事業報告(案)・収支決算報告(案)等について、社員に審議・承認を得た。併せて令和2年度事業計画・収支予算等の実施について、社員に協力を求めた。また総会の様子について後日動画配信を行った。

(2) 理事会の開催(4回)

事業計画、収支予算の実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を決議するため、理事会を開催した。

(第1回)

- 開催日 5月22日
- 開催形式 書面開催
- 内容 令和元年度事業報告(案)、収支決算報告(案)、等

(第2回)

- 開催日 6月17日
- 開催形式 書面開催
- 内容 理事長及び副理事長の選任に関する件、等

(第3回)

- 開催日 12月22日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 令和2年度上期活動状況報告、令和2年度補正予算(案)に関する件、等

(第4回)

- 開催日 3月16日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 令和3年度事業計画(案)、収支予算(案)、等

(3) 正副理事長会議の開催(2回)

理事会の補助・調整等を行うため、理事会の開催に先立ち、正副理事長会議を開催した。

(第1回)

- 開催日 10月22日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 下半期の活動活性化に向けた取り組みについて、等

(第2回)

- 開催日 3月1日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 令和3年度事業計画(案)、収支予算(案)、等

(4) ブロック長会議の開催(1回)

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、オンラインを活用しつつブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催した。

- 開催日 11月10日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 下半期のブロック活動活性化に向けた取り組みについて、等

2. 委員会等の設置・開催

(1) 「福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)」普及推進検討委員会の開催

(1回)

福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の更なる普及推進を図るため、オンライン化の運用や各都道府県の研修実施機関との課題整理等のための検討委員会を開催した。

- 開催日 3月26日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 過去の実績及び問題点について、オンライン化に向けた検討について、等

(2) ふくせん会員向けサービスの拡充検討委員会の開催(1回)(新設)

ふくせんの会員増強に向けた各種会員サービスの見直しや拡充に向けた検討委員会を開催した。また、サービス検討委員会での提案を受けて、会員4名に対して個別ヒアリングを実施した。

- 開催日 12月1日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 令和2年度上期活動状況報告について、会員向けサービス満足度アンケート調査の実施について、等

3. 会員、組織に関する活動

(1) 各ブロックの運営支援(29ヶ所)

地域における会員間の交流や、行政、関係団体との連携が促進されるよう、ブロック活動費の支給や研修会、講演会の企画支援、講師紹介や関係者間の仲介等を通じブロック活動を支援した。

(別添1「令和2年度ブロック活動実績一覧」)

(2) 賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と、ふくせん会員の交流が定期的且つ効果的に図れるよう、各種イベントや研修、各ブロックでのオンライン研修会、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定した。

また、新規賛助会員の募集・勧誘活動を積極的に行い、新たに2社の入会を頂いた。

【令和2年度新規入会企業】

- ・ 株式会社テクノスジャパン
- ・ 株式会社まる一の

4. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

(1) 古屋範子議員の国会質問

令和3年2月26日、衆議院予算委員会第二分科会において、古屋範子議員(元厚生労働副大臣、衆議院議員公明党副代表)が、次の項目について質問した。

- ・ 財務省財政制度等審議会から出されている福祉用具貸与の一部販売に移行すべきとの指摘
- ・ 3年に1度の上限価格の見直し
- ・ 福祉用具専門相談員の専門性の向上
- ・ 福祉用具サービス計画書の統一化

(2) 国に対する政策提言に関する活動

会員並びに賛助会員、関係各協力機関等から意見を集約するなどして、福祉用具専門相談員の資質の向上、専門性の確保に向けた政策提言を国に対して下記対応を行った。

- ・ 7月13日 北側一雄議員への要望書提出調整
- ・ 9月9日 田村憲久議員、古屋範子議員訪問
- ・ 11月10日 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」福祉用具に関する要望
- ・ 11月11日 公明党「福祉用具議員懇話会」福祉用具に関する要望

(3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

福祉用具専門相談員が運営基準を遵守し、自己研鑽を通じ継続的な質の向上に向けて、各ブロックと都道府県、市区町村との情報交換・共有を通した連携強化が図られるための支援を進めた。

5. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」(以下、「研修ポイント制度」という。)の普及・推進を目的に、以下の活動を行った。令和2年度の新規登録者は2名、登録者総数は320名となった。

(1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

福祉用具専門相談員には、より専門性の高い知識や実務能力が期待される中、自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図った。

(2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、2ヶ月に1回程度、研修認証委員会を開催した。令和2年度は11件の研修を認証した。認証結果・研修の開講情報等をWEBで公表した。

6. 研究・研修に関する活動

(1) 「福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)」の普及・開催

福祉用具専門相談員更新研修修了者の制度化を見据え、福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)を平成29年度より実施している。令和2年度は下記の通りの開催となった。(受講者12名:累計353名)

- 令和2年10月15日、22日、27日:ホームケア一島根(島根県)

(2) WEBサイトにおける動画配信サービスの実施

コロナ禍における活動としてWEBサイトを通じた動画配信を実施した。
(別添2「令和2年度動画配信サービス実績一覧」参照)

(3) スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援

委託事業として、主にFJC会員を対象に開催されるスキルアップセミナー・タウンミーティング等の開催を令和2年度は下記の通り開催した。

- 運営 高槻福祉住環境コーディネーター連絡協議会(たかつきFJC)
- 開催日 令和2年11月14日
- 内容 『私のリハビリ体験・リハビリ人生を突き動かしてきたもの』

7. 広報に関する活動

(1) 「ふくせんチャンネル」の開設

Web動画配信サービス上にて「ふくせんチャンネル」を新規開設し、賛助会員の動画データを50本以上提供した。
(別添3「ふくせんチャンネル・ホームページリニューアル」参照)

(2) 福祉用具サービスハンドブック「住宅改修専門用語編」の作成および配布

全国生活協同組合連合会、こくみん共済 coop(全労済)からの助成金をもとに、「住宅改修専門用語ハンドブック」を作成し、全会員に配布を行った。福祉用具専門相談員や福祉住環境コーディネーターが、住宅改修における専門用語を理解することで、建築士や施工事業者等との連携を深めることや、利用者・家族への説明等に役立てている。

(3) 公式サイト、メールマガジンの充実

会員に必要な情報をより分かりやすく提供し、非会員にもふくせんや福祉用具専門相談員への興味・関心を持っていただけるように、ホームページのリニューアルの検討を行った。(令和3年4月にリニューアル実施)

また、福祉用具専門相談員にとって有用な情報を迅速に提供するツールとして、メールマガジンを令和3年度制度改正に関する動きや厚生労働省からの事務連絡等について149回配信した。

(別添3「ふくせんチャンネル・ホームページリニューアル」参照)

(4) 「ふくせんレポート」の発行

令和元年度より、旧FJC協会が発刊していた会報誌となる「情報誌 FJC」の内容を一部移管し、ふくせんレポートの新装版を発刊している。令和2年度も引き続き、本会が行う会議、研修、イベント等や政策、制度に関する情報等、会員にとって必要と思われる情報誌として「ふくせんレポート」を、年4回発行した。

また、令和3年度制度改正に関する動きなど、会員にとって重要な情報は、「号外」として26回発行した。

<新装版>(4回)

- ・「ふくせんレポート第3号」令和元年度厚生労働省老健事業報告、等
(令和2年4月10日発行)
- ・「ふくせんレポート第4号」定時社員総会、ふくせん動画配信サービス、等
(令和2年8月7日発行)
- ・「ふくせんレポート第5号」Zoomを使ったオンライン研修、等
(令和2年10月22日発行)
- ・「ふくせんレポート第6号」オンラインによる学びの場が各地で展開、等
(令和3年1月1日発行)

※なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、第2回福祉用具専門相談員研究大会が延期、バリアフリー展2020、国際福祉機器展H.C.R.2020が中止となった。

8. 調査に関する活動

(1) 令和2年度厚生労働省老健事業

令和2年度は厚生労働省老人保健健康増進等事業において下記2事業を受託した。

■「福祉用具サービスの質の評価データ収集等に係る調査研究事業」への取り組み

福祉用具専門相談員が作成した福祉用具貸与計画書やモニタリング記録に記載されている項目やその内容、サービス提供時や継続判断時における安全性の確認方法等の収集・分析を行った。また、これまでの調査研究において福祉用具利用に関する効果やサービスの質の評価に関する内容を、福祉用具貸与計画書やモニタリング計画書の作

成時に反映されているのかの収集・分析も併せて行った。

■ 「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」への取り組み

ハンドル形電動車椅子の貸与プロセスにおける安全利用面での評価・指導のあり方について、利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行った。そして、適切な利用対象像や使用する際の注意事項を整理するために、有識者並びに電動車椅子製造の業界団体、福祉用具関連団体、介護支援専門員によって構成される検討委員会で議論し、福祉用具専門相談員へのヒアリング調査・アンケート調査、福祉用具専門相談員を対象としたモデル講習会の実施等を通じた検討を行った。

(2) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力と他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具販売に係る訪問調査を行っている。

この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行っている。

なお、令和2年度はコロナ禍の影響により未実施となった。

※記載されている役職は令和3年3月末現在

以上

令和2年度ブロック活動実績一覧

ブロック名	開催日	開催形式	テーマ	講師
青森県	2020年12月10日	オンライン	賛助会員 アロン化成㈱による商品説明会	
岩手県	2020年11月18日	オンライン	アセスメントから考える、住宅改修のポイント ～「ふくせん計画書」を活用しつつ～	東畠弘子 勝田由美子
	2021年1月19日	オンライン	移乗用具とその使いかた(前編) ～立位移乗からリフト移乗まで～	市川 洸
	2021年1月20日	オンライン	移乗用具とその使いかた(後編) ～福祉施設で活用するために～	市川 洸
	2021年2月16日	オンライン	福利用具のリスクマネジメント ～福祉用具サービス計画書の留意事項から～	東畠弘子 井澤わかな
山形県	2021年3月3日	オンライン	賛助会員 4社による商品説明会 (まもるーの・松永製作所・パラマウントベッド・幸和製作所)	
東京都	2020年11月19日	オンライン	福利用具のリスクマネジメント ～福祉用具サービス計画書の留意事項から～	東畠弘子 井澤わかな
	2021年2月18日	オンライン	アセスメントから考える住宅改修のポイント2 ～認知症の人の改修事例から～	東畠弘子 勝田由美子
	2021年9月24日	オンライン	アセスメントから考える、住宅改修のポイント ～「ふくせん計画書」を活用しつつ～	東畠弘子 勝田由美子
神奈川県	2021年9月24日	オンライン	若手社員が求めている上司とのコミュニケーションとは	守屋亮一
	2021年3月23日	オンライン	制度改正について	橋村寿人
富山県	2021年1月21日	オンライン	賛助会員 アロン化成㈱による商品説明会	
山梨県	2021年2月16日	オンライン	専門職が持つべき情報収集の視点 ～介護・医療連携に欠かせないFIMとBIの活用法～	金沢善智
	2021年7月15日	オンライン	アセスメントの重要性	金沢善智
静岡県	2020年11月10日	オンライン	(共催) 認知症利用者への対応のための知識技術向上研修会	
三重県	2020年11月27日	イベント	みえ福祉用具フォーラム2020	
滋賀県	2020年12月8日	オンライン	安全な移乗方法 ～能力の変化に応じた多様な手段～	市川 洸
京都府	2020年12月9日	オンライン	技術(用具の使い方)のポイントをどのように教えるのか ～利用者・介護者に対して～	市川 洸
大阪府	2021年2月16日	オンライン	アセスメントから考える、住宅改修のポイント ～「ふくせん計画書」を活用しつつ～	東畠弘子 勝田由美子
	2021年3月11日	オンライン	福祉用具専門相談員が知っておくべき 『2021年度介護報酬改定が持つ意味』	東畠弘子
和歌山	2020年12月15日	オンライン	賛助会員 アロン化成㈱による商品説明会	
鳥取県	2021年2月3日	オンライン	賛助会員 3社による商品説明会 (矢崎化工・日進医療器・パナソニックエイジフリー)	
香川県	2021年2月17日	オンライン	賛助会員 3社による商品説明会 (パナソニックエイジフリー・プラツツ・タマツ)	
	2021年3月16日	オンライン	『2021年度介護報酬改定が持つ意味』	東畠弘子
長崎県	2020年7月10・11日	集合	福祉用具を活用したノーリフティングケア	
	2021年8月21日	集合		
	2020年10月16日	集合		
	2021年2月18日	オンライン	アセスメントから考える、住宅改修のポイント ～「ふくせん計画書」を活用しつつ～	東畠弘子 勝田由美子
鹿児島県	2021年2月23日	イベント	快護生活フェス オンライン特別セミナー2021	

令和2年度動画配信サービス実績一覧

1. 理事・有識者による動画配信サービスについて

(1) 実施時期：令和2年5月6日～20日

(2) 実施概要：新型コロナウィルスに関して、福祉用具専門相談員が今だからこそ知っておくべきことを理事や有識者が発信した。

配信日時	配信内容	出演者
5月6日	ふくせん動画配信サービスの開始にあたり	岩元 文雄 当協会 理事長
5月6日	緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く人の感染予防、健康管理の強化について	同上
5月8日	新型コロナウィルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について 新型コロナウィルス感染拡大に係る人員基準の臨時の取り扱いに関する（福祉用具関連抜粋）	同上
5月11日	感染しない・感染させない基礎知識と訪問時の対応とポイント	英 裕雄 医療法人社団三育会 新宿ヒロクリニック院長 当協会 理事
5月11日	感染症対策マニュアル（マスクの装着・手袋の着け外し・手洗い）	大瀧 厚子 保健師・看護師
5月13日	業務効率化に取り組む必要性と新型コロナウィルスの特徴	渡邊 慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター地域リハビリテーション部長 当協会 理事
5月13日	具体的な生産性向上の取り組みのイメージ	同上
5月15日	新型コロナウィルス（COVID-19）に対応して福祉用具専門相談員が知っておくべきこと 新型コロナウィルスの正しい知識	小林 育 日本医療科学大学 教授
5月15日	新型コロナウィルス（COVID-19）に対応して福祉用具専門相談員が知っておくべきこと 「ふくせん」がしなければならないこと	同上
5月18日	緊急事態宣言下の福祉用具サービス計画書・モニタリング記録の対応	東畠 弘子 国際医療福祉大学大学院 教授 当協会 理事

5月 19 日	緊急事態宣言下での介護支援専門員との連携	濱田 和則 日本介護支援専門員協会 副会長 当協会 理事
5月 20 日	外出自粛の影響下における利用者への選定・モニタリング時の対応とポイント	金沢 善智 株式会社バリオン 代表取締役社長 当協会 理事

2. 令和2年度定時社員総会（令和2年6月17日）の動画配信について

配信日時	配信内容	出演者
6月 26 日	令和2年度 定時社員総会	—

3. 令和2年度理事長・副理事長の就任挨拶動画配信について

配信日時	配信内容	出演者
7月 3 日	理事長（再任）からの会員の皆様への就任挨拶	岩元 文雄
7月 3 日	副理事長（再任）からの会員の皆様への就任挨拶	山下 和洋
7月 3 日	副理事長（新任）からの会員の皆様への就任挨拶	福田 裕子

4. 令和2年度福祉用具サービスハンドブックシリーズのポイント解説について

(1) 実施時期：令和3年2月24日

(2) 実施概要：ハンドブックシリーズの監修者が各号のポイント解説を行った。

配信日時	配信内容	出演者
2月 24 日	「WITH・コロナの時代に対応する「ふくせん」の新しい取り組み」	岩元 文雄 当協会 理事長
2月 24 日	福祉用具サービスハンドブックシリーズのポイント解説 ～担当者会議・用語編～	成田 すみれ 一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会 相談役
2月 24 日	福祉用具サービスハンドブックシリーズのポイント解説 ～リハビリテーション用語編～	渡邊 慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター地域リハビリテーション部長 当協会 理事
2月 24 日	福祉用具サービスハンドブックシリーズのポイント解説 ～住宅改修編～	金沢 善智 株式会社バリオン 代表取締役社長 当協会 理事

ふくせんチャンネル・ホームページリニューアル

『ふくせんチャンネル』

令和3年2月9日にYouTube上にて開設した「ふくせんチャンネル」は、18企業様から55以上の動画データの提供を受け、今現在ではチャンネル登録者数は400人を超える。

新型コロナウイルスの影響で勉強会や研修会が開催できず、福祉用具の情報が入手困難なかな、このふくせんチャンネルを正会員または賛助会員の方に有効にご利用いただくために、今後も定期的な情報配信を行っていく。



『ふくせんホームページのリニューアル』

令和3年4月22日にふくせんホームページのリニューアルを行った。今までメスを入れることなくチープな構成のままであったこと、また操作しづらい問題があった。そこでそれらを解決するために、昨今のホームページに見られるような「動きのあるバナー」の導入や、介護保険や福祉用具についてのページの新規作成、研修会やイベントの検索ツールなど、会員の方々にとって見やすく、より使いやすいホームページになるように工夫した。

本年度の事業内容である更新研修やSV研修、研修ポイント制度の内容も会員ページに盛り込むようにし、会員にとってより充実したページになるよう更新していく予定。



第2号議案 令和2年度決算報告(案)に関する件

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
令和2年度決算報告書
令和3年3月 31日
自 令和2年4月 1日 至

I 収入の部

番号	算式	項目	記号	算式	令和2年度精正予算後累計(当初予算+補正予算)						備考		
					自主事業 (A)		研修ボイント 事業 (B)		助成事業 (C)				
					一般 (業種)	SV (ふくせん課 定)	販売 合計(A)	研究 事業合計(B)	老健 生協	世田谷 委託事業	助成事業 合計(C)		
総収入			①		32,495,788	1,404,572	302,500	34,202,860	0	0	0	34,202,860	
1 A 正会員費収入					24,000,000	0	0	24,000,000	0	0	0	24,000,000 ▲ 2,350,000(過年度金額分 290,000円)	
2 B FJC会員費収入					4,000,000	0	0	4,000,000	0	0	0	4,000,000 ▲ 455,000	
3 C A+B 正会員・FJC会員費収入合計					28,000,000	0	0	28,000,000	0	0	0	28,000,000 ▲ 2,805,000	
4 D 審議会会員費収入					5,300,000	0	0	5,300,000	0	0	0	5,300,000 ▲ 400,000(35社48口)	
5 E 会費収入合計					33,300,000	0	0	33,300,000	0	0	0	33,300,000 ▲ 3,205,000	
6 P制度初期事業料					0	0	0	60,000	0	0	0	60,000 ▲ 54,000(初期登録料2名分)	
7 世田谷委託事業収入					0	0	0	0	0	0	0	0 ▲ 360,680(前年度譲会收入一分)	
8 竜編版売等事業収入					11,000	0	0	11,000	0	0	0	11,000 ▲ 13,546(書籍版売費用)	
9 論料収入					600,000	0	0	600,000	0	0	0	600,000 ▲ 513,632(理事長委員会等贈金)	
10 研修事業収入					450,000	112,500	562,500	0	0	0	0	562,500 ▲ 322,500(更新研修手数料)	
11 プロシク活動費収入					3,340,000	0	3,340,000	0	0	0	0	3,340,000 ▲ 2,721,094(プロシク活動費収入等(コロナ禍の集合研修減少のため))	
12 慷勞省助成金事業収入					0	0	0	0	0	0	0	0 □ 0(厚生労働省助成事業)	
13 消費生活協同組合会事業収入					0	0	0	0	0	0	0	0 □ 0(協助成事業)	
14 雑収入					10,000	0	10,000	0	0	0	0	10,000 □ 0(書籍発行による販売益 1万円収納料等)	
15 会計監査費					0	0	0	420,000	656,400	0	1,076,400	675,100 ▲ 401,300(一般会計より研修ペイント等へ会計監査費)	
当期収入合計	②				37,360,000	450,000	112,000	37,922,500	2,500,000	403,000	31,559,400	69,961,900 ▲ 77,786,874	
収入合計	③	①+②			69,855,788	1,854,572	415,000	72,125,360	480,000	2,500,000	403,000	31,559,400	104,164,760 ▲ 77,786,874

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
会計年度終了報告書(第3回)
自 令和2年4月1日 至 令和3年3月 31日

Ⅱ支出の部

項目	記号	算式	令和2年度補正予算後累計（当初予算+補正予算）						備考	
			自主事業 (A)			研修ボイント 事業 (B)				
			一般 (収益)	SV	更迭研修 (ふくせいりんしゅう じき定)	自主事業 合計(A)	研修ボイント 事業合計(B)	老健事業 委託事業 合計(C)	事業支出 合計 (A)+(B)+(C)	
1	賞金（人件費）		0	0	0	0	598,000	0	598,000	▲ 46,000 老健派遣職員給与等
2	薬剤購入費		120,000	60,000	0	180,000	0	0	180,000	6,160 ▲ 175,840 薬剤購入費
3	プロダクト活動費支出し		4,906,000	0	0	4,906,000	0	0	4,906,000	▲ 3,766,540 オンライン研修会支出、等
4	調査研究費		150,000	0	0	150,000	0	0	150,000	0 ▲ 150,000
5	広報活動費		3,047,000	0	0	3,047,000	0	0	3,047,000	▲ 164,516 動画配信サービス費、ふくせんルート作成費、等
6	旅費交通費		894,000	110,000	40,000	1,144,000	0	1,310,000	0	20,000 ▲ 1,182,723 理事会、各種委員会、事務局旅費、等(オンライン会議等活用のため削減)
7	PJ年度委員会の設置・開催		0	0	0	380,000	0	0	380,000	109,096 ▲ 270,904 記念委員会謝金、等
8	PJ年度会報に關する製造費		0	0	0	50,000	0	0	50,000	0 ▲ 50,000 リーフレット等作成費用
9	PJ年度調査・システム改善費		0	0	0	50,000	0	0	50,000	0 ▲ 50,000 システム改修費用
10	通信運搬費		854,000	10,000	5,000	869,000	0	2,793,000	300,000	2,000 ▲ 2,346,073 会員登録、電話代、等
事業費	11	事務消耗品費	200,000	2,000	1,000	203,000	0	84,800	0	84,800 ▲ 96,762 理事会、各種委員会開催、等(オンライン会議等活用のため削減)
	12	印刷製本費	1,351,000	26,000	36,000	1,413,000	0	4,442,000	2,000,000	0 ▲ 785,000 会員資料、コピー機代等
	13	会議費	425,000	35,000	64,000	524,000	0	19,000	0	543,000 ▲ 355,891 会議費
	14	使用料、賃借料	0	0	0	0	0	1,386,000	0	1,386,000 ▲ 303,875 老健事業
	15	詰替金	330,000	186,000	80,000	556,000	0	950,600	200,000	1,440,600 ▲ 444,053 会員登録料サービス、老健委員会理賃料等
	17	委託料	18,321,000	0	0	13,321,000	0	13,530,000	0	0 ▲ 139,080 ヤマシタ、幸和製作所、FJG委託契約先、老健委員会、等
	18	耗材	30,000	10,000	10,000	50,000	0	0	88,000	0 ▲ 136,000 消耗品費等
	19	施設訪問費	0	0	0	0	0	3,543,000	0	0 ▲ 5,567,134 老健：振込手数料、アンケート入力作業費、等
		事業費計	④	30,728,000	419,000	216,000	31,363,000	480,000	2,500,000	400,000 ▲ 7,052,979
				2,684,000	0	2,684,000	0	0	0	0 ▲ 1,341,476 振込手数料、等
	1	人件費	170,000	0	0	170,000	0	0	0	0 ▲ 170,000 振込手数料、等
	2	福利厚生費	20,000	0	0	20,000	0	0	0	0 ▲ 54,230 福利厚生費
	3	交際費	50,000	0	0	50,000	0	0	0	0 ▲ 34,242 お花代等
	4	什器備品	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0 ▲ 50,000 什器備品
	5	消耗品費	150,000	0	0	150,000	0	0	0	0 ▲ 10,000 消耗品費
	6	水道光熱費	1,811,000	0	0	1,911,000	0	0	0	0 ▲ 14,813 水道、光熱費
	7	賃借料	378,000	0	0	378,000	0	0	0	0 ▲ 342 賃借料、共益費(更新費あり)
	8	リース代	70,000	0	0	70,000	0	0	0	0 ▲ 140,178 PC・コピー機リース代
	9	租税公課	1,135,000	0	0	1,135,000	0	0	0	0 ▲ 50,000 法人税民税
	10	雑費	6,578,000	0	0	6,578,000	0	0	0	0 ▲ 1,223,452 振込手数料、他回体年会費、PC・ネットワーク切替費用等
	1	管理費計	⑤	1,076,400	0	1,076,400	0	0	0	0 ▲ 1,515,045 一般会計より研修ペインツ等へ会計間振替
	2	会計附属帳	1,076,400	0	0	1,076,400	0	0	0	0 ▲ 40,300 一般会計より研修ペインツ等へ会計間振替
	3	繰入金支出計	⑥	1,494,572	32,495,788	302,600	34,202,860	0	0	0 ▲ 40,300
	4	事業費管理費計	⑦	38,382,400	419,000	216,000	39,017,400	480,000	2,500,000	403,000 ▲ 8,067,324
	5	予備費	⑧	1,022,400	31,000	▲ 103,500	▲ 1,094,900	0	0	0 ▲ 1,094,900
	6	収支差額	⑨	0	0	0	0	0	0	0 ▲ 93,550
	7	当期支出手合計	⑩	37,360,000	450,000	112,500	37,922,500	480,000	2,500,000	403,000 ▲ 7,072,424
	8	次期繰越収支差額	⑪	32,495,788	1,494,572	302,600	34,202,860	0	0	0 ▲ 34,202,860

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
附属明細書(案)
令和3年3月31日現在

(単位:円)

項目		金額	備考
1	小口現金	451,283	
2	普通預金(高輪台支店)	16,674,821	普通預金残(団体口座)
3	郵便貯金	12,269,952	郵便貯金
4	郵便貯金(SV養成)	1,404,584	郵便貯金
5	郵便貯金(更新研修)	3,203	郵便貯金
6	普通預金(ブロック口座)	5,085,540	普通預金残(ブロック口座)
7	預け金	0	
現金預金合計		35,889,383	
流動資産合計		35,889,383	
1	未払金	81,440	租税公課等
2	預り金	1,511,533	令和3年度正会員年会費・賛助会費
流動負債合計		1,592,973	
正味財産合計		34,296,410	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
貸借対照表(案)
令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	前年度	当年度	増減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金	35,286,574	35,889,383	602,809
預け金	76,870	0	▲ 76,870
流動資産合計	35,363,444	35,889,383	525,939
資産合計	35,363,444	35,889,383	525,939
II 負債の部			
流動負債			
未払金	81,440	81,440	0
預り金	1,079,144	1,511,533	432,389
流動負債合計	1,160,584	1,592,973	432,389
負債合計	1,160,584	1,592,973	432,389
III 正味財産の部			
一般正味財産	34,202,860	34,296,410	93,550
正味財産合計	34,202,860	34,296,410	93,550
負債及び正味財産合計	35,363,444	35,889,383	525,939

監査報告書

令和3年5月24日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元 文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事 大庭宏友 

監事 海田尚広 

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和元年度会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告いたします。

1、監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並びに附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

2、監査意見

- (1) 貸借対照表・収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

第3号議案 役員の選任(案)に関する件

1. 新任理事の候補者

【理事】 1名

米本 稔也 フランスベッド株式会社 メディカル事業本部 副事業本部長
兼メディカル東日本事業部長

任期については、門田理事の残任期間となる令和4年度総会終了時までとする。

※退任理事については以下の通り。

【退任理事】 1名

門田 和己 フランスベッド株式会社 顧問

(敬称略)

以上

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和3年度事業計画

令和3年度基本方針

1. 令和2年度の新規入会数減少、既存会員の退会数増加への対策として、次期介護保険制度改革等に関する福祉用具動向講演会の開催と、協会活動広報を一体的に行い新規入会者数の増強を図る。
2. 「WITH・コロナ」に対応するため、オンラインを活用した研修会や動画配信等の新しい形式による福祉用具専門相談員の自己研鑽環境整備の推進を図り、福祉用具専門相談員の資質向上に貢献する。
3. 福祉用具専門相談員研究大会の共催団体として福祉用具専門相談員の事例発表の機会を提供し、科学的根拠に基づいた好事例発表にふれることで資質向上を図る。
4. 会員増強並びに全国組織化を推し進めるとともに、活発なブロック活動に必要な支援等を行い、職能団体としての地位向上に資する活動を展開する。ブロック未設置の10道県のブロック設立への協会の関わりを深める。
5. 賛助会員とふくせん会員の交流が定期的且つ効果的に図れるよう、各種イベントや研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。
6. 会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図り、必要に応じ適時提言等を行う。

1. 社員総会・理事会等の開催、運営

(1) 定時社員総会の開催

令和3年6月22日に定時社員総会を開催し、令和2年度事業報告(案)・収支決算報告(案)等について、社員に審議・承認を求める。併せて令和3年度事業計画・収支予算等の実施について、社員に協力を求める。

(2) 理事会の開催

事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務において、適正な業務の執行に関する事項を議決するための理事会を開催する。

(3) 正副理事長会議の開催

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事長会議を開催する。

(4) ブロック長会議の開催

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、オンラインを活用しつつブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催する。

2. 委員会等の設置・開催

(1) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)普及推進検討委員会の開催

福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の更なる普及推進を図るため、オンライン化の運用や研修修了者に向けた資格名称の検討、各都道府県の研修実施機関との課題整理等のための検討委員会を開催する。

(2) 第2回福祉用具専門相談員研究大会実行委員会の開催

令和3年6月21日(月)にオンライン併用で開催される「第2回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」に向けて、各協力機関並びに担当者との連携、調整を図るための実行委員会を開催する。

(3) ブロック等組織化対策委員会の開催

未組織地域へのブロック設立に向けた情報交換や、協力体制の構築を目的に、年度内においてのブロック活動の中間報告、活動好事例に関する情報共有、共催イベントの企画立案など、ブロック等組織化対策委員会を開催し検討する。

(4) 福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修検討委員会の開催

SV養成研修のオンライン化の検討並びにSV養成研修修了者フォローアップ研修の受講者アンケートや講師からのフィードバック等を踏まえ、課題整理と改善策検討等のため委員会を開催する。

(5) ふくせん会員向けサービスの拡充チームミーティングの開催

会員増強に向けた各種会員サービスの見直しや拡充に向けたチームミーティングを開催する。

3. 研究・研修に関する活動

(1) 次期介護保険制度改革等に向けた福祉用具の動向講演会の開催(新設)

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告、並びに財務省財政制度等審議会にて指摘されている福祉用具の貸与・販売の在り方等について、今後の動向に関する講演会を、ブロック未設置地域等を含めて開催する。

(2) 動画配信サービスやオンライン研修会・商品説明会等の開催

会員向けサービスの一環として令和2年度より実施している、ホームページを活用した動画配信やオンライン会議システムを活用した非招集形の研修会開催、贊助会員による商品説明会等を継続して行なう。

(3) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及・開催

福祉用具専門相談員更新研修修了者の制度化を見据え、受講機会を全国的に確保する。

そのために、オンライン研修の推奨、指定講習機関へのPR活動、並びにその支援活動を行い、全国的に研修修了者を増やし、制度改正に向けた準備を行う。

(4) 第2回福祉用具専門相談員研究大会の開催

令和3年6月21日を開催予定の「第2回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」にて、福祉用具専門相談員が取り組む事例や活動等の発表機会を持つことで、専門職としての資質向上につなげる機会とする。

(5) ハンドル形電動車椅子の安全利用講習会の開催(新設)

令和2年度に実施した「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」において、モデル研修にて実施したハンドル形電動車椅子の安全利用講習会を実施する。

(6) 福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修の開催

福祉用具専門相談員指定講習において、「福祉用具サービス計画」の講義・演習を行うと共に、地域での「福祉用具サービス計画」の指導を担うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)の養成研修をオンライン化も含めた検討を行い開催する。

(7) 介護サービス情報の公表に対応する必要な研修等の開催(新設)

介護サービス情報の公表制度において、事業所で必要とされている認知症及び認知症ケアに関する研修やプライバシーの保護の取り組みに関する研修等を実施する。

(8) スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援

委託事業として、主にFJC会員を対象に開催されるスキルアップセミナーやタウンミーティング等の開催を支援する。

(9) 各種認定研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、昨年度に続き、テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナーを更新する際の指定研修となる「リフトリーダー養成研修」等の各ブロックでの開催を支援する。

(10) ブロック主催各種研修会の開催支援

ブロック主催で行なう各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研鑽に向けた環境整備を行う。

(11) 関連団体との各種研修会の開催支援

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職種連携の環境整備を行う。

4. 会員、組織に関する活動

(1) 会員増強活動

既存会員に一人以上の入会者獲得を会員増強活動と位置づけ、ブロック活動費として加算する。

(2) 各ブロックの運営支援

各地域の会員の交流や各種研修会等のブロック活動を支援する。

(3) 新規ブロックの設立

次期介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向講演会開催の機会を活用しつつ、ブロック未設置の10道県のブロック設立を順次進める。

(4) 賛助会員制度の充実と入会促進

新規賛助会員の募集・勧誘活動を積極的に行っていくにあたり、動画配信や各種研修会等を企画し、ふくせん会員との情報交換の場を提供する。

(5) ふくせんレポートの発行

本会が行う会議、研修、イベント等や政策、制度に関連する情報等、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」として、年4回程度発行する。

また、制度改正に関する動きなど、会員にとって重要な情報は、「号外」として発行し、多職種、他団体にも広く発信していく。

5. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

(1) 国に対する政策提言に関する活動

福祉用具専門相談員の資質向上、専門性確保に向けた政策提言を行なう。

(2) 他の職能・事業者の全国組織等との連携

会員への情報発信や合同研修の機会確保等などの環境整備に努める。

(3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

各ブロックと都道府県、市区町村との情報交換等を通じた連携強化を支援する。

6. 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の普及・推進

(1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成27年4月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師等ができる人材の育成を目標に、福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修をスタートさせた。

これら自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図る。

(2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、2ヶ月に1回程度、研修認証委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報等をホームページで公表する。

(3) 研修ポイントの認定と登録支援

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、ホームページからポイントの申請が容易にできるように手順を整備する。また、制度登録者数が伸び悩む現状を踏まえ、制度上の課題把握と申請手続き等の改善を検討する。

7. 広報に関する活動

(1) 公式ホームページ、メールマガジンの充実

福祉用具専門相談員や本会の活動についての理解を深めるためホームページを活用し情報発信を行なう。また情報を迅速に提供するツールとしてメールマガジンの配信を行なう。

(2) 商品説明等の動画配信ホームページの充実

賛助会員が作成している商品説明等の動画を配信するホームページ(ふくせんチャンネル)を活用した情報提供を行なう。

(3) バリアフリー展2021、国際福祉機器展H.C.R.2021への出展・イベント開催

本会が昨年度実施した事業内容の報告及び今年度取り組む主な活動をメインテーマにシンポジウム、ワークショップ、企画展示を通じて普及・啓発活動を行う。また福祉用具専門相談員研究大会に関する周知や、次期介護保険制度改革等に向けた福祉用具の動向報告を合わせて行なう。

賛助会員にも協力いただき、賛助会員のブースを巡るスタンプラリーを実施することにより集客を図り、周知活動や会員募集活動を強化する。

※出展については今後の社会状況等を鑑み検討していく。

- ・バリアフリー展 2021
令和 3 年 8 月 25 日～27 日
- ・国際福祉機器展 H.C.R.2021
令和 3 年 11 月 10 日～12 日

(4) 会員に向けた感染症対応に必要な「感染症リスク管理対応手引書」の作成および配布

全国生活協同組合連合会、こくみん共済 coop(全労済)からの助成金をもとに、「感染症リスク管理対応手引書」を作成し、全会員に配布することにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図る。

(5) 10 月 1 日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である 10 月 1 日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を開催しており、本会においてもこの趣旨に賛同し、協賛イベントを実施する。なお令和 3 年度は「福祉用具の日」20 周年記念として「福祉用具川柳コンテスト」が開催される。

(6) 各種テキスト等発行の検討

政策・制度に対応するとともに、福祉用具専門相談員の質の向上に資する各種テキスト等の発行を検討する。

8. 調査に関する活動

(1) 令和 3 年度厚生労働省老健事業への取り組み

老人福祉の増進を図るため、厚生労働省老人保健健康増進等事業に申請を行う。

事業採択後は検討委員会、作業部会を組織し、両委員会と事務局が協力して調査、分析を進め、報告書作成後、国への報告を行う。

(2) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力と他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具販売に係る訪問調査を行っている。

この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行っている。

令和 2 年度はコロナ禍の影響により未実施となったが、福祉用具の適正化の重要性は引き続き重要なテーマであることから、令和 3 年度も引き続き協力するとともに、他の自治体への展開にも備える。

以 上

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
令和3年4月1日 金 令和4年5月 31日
1 収入の部

番号	算式	項目	記号	算式	令和3年度期別予算 (4-3月)						備考 (主な計上指摘)		
					自主事業			研修ボイント 事業					
					(A) 一般 (拡義)	SV	(B) 更新研修 (ふくせんじゅ く)	自主事業 合計(A)	研修ボイント 事業合計(B)	老健	生協	世田谷 委託事業	助成事業 合計(C)
総括金			①		32,556,123	1,404,584	305,703	34,286,410	0	0	0	0	34,286,410
1 A 正会員会費収入					22,800,000	0	0	22,800,000	0	0	0	0	22,800,000 正会員数 2,280名
2 B FJC会員会費収入					6,000,000	0	0	6,000,000	0	0	0	0	6,000,000 FJC会員数 600名
3 C A+B 正会員・FJC会員会費収入合計					28,800,000	0	0	28,800,000	0	0	0	0	28,800,000
4 D 緊急救命会員会費収入					5,400,000	0	0	5,400,000	0	0	0	0	5,400,000 会員数3,400名×10名(R1年:8名、R2年:2名、R3年: 10名目標)
5 E C+D 会費収入合計					34,200,000	0	0	34,200,000	0	0	0	0	34,200,000
6 F 海度初期整備料					0	0	0	0	30,000	0	0	0	30,000 整備料@3,000円×10名(R1年:8名、R2年:2名、R3年: 10名目標)
4 世田谷委託事業収入					0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 営業販売元等事業収入					34,000	0	0	34,000	0	0	0	0	34,000 R2年度予算より
6 講演料収入					56,000	0	0	56,000	0	0	0	0	56,000 告云理事長等講演等講金 R2年度実績予測より
7 研修事業収入					1,050,000	450,000	150,000	1,650,000	0	0	0	0	1,650,000 *交付介護保険制度に向けた施設用具の動向調査会 会員 30名 × 15回 = 450名 @ 1,000円 × 15回 = 450,000円 会場 非会員 20名 × 15回 = 300名 @ 2,000円 × 15回 = 600,000円 合計: 1,050,000円
当期収入の部													
8 フジタ相談活動費収入					5,197,000	0	0	5,197,000	0	0	0	0	5,197,000 ワンタクでの接待会受講料等独自収入分(リ年度実績より) 4,987,000円 会員 20名 × 3回 = 60名 @ 2,000円 × 0回 = 0円 (R2年度会場12名) 非会員 10名 × 3回 = 30名 @ 4,000円 × 3回 = 120,000円 合計240,000円
9 厚労省助成金事業収入					0	0	0	0	28,000,000	0	0	0	28,000,000 R2年度助成金: 28,000,000円
10 消費生活協同組合助成金事業収入					0	0	0	0	0	2,500,000	0	0	2,500,000 R2年度助成金: 2,500,000円
11 稽収入					10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
12 会計開帳費					0	0	0	0	260,000	0	0	0	260,000
当期収入合計	②				40,547,000	450,000	150,000	41,147,000	290,000	28,000,000	2,500,000	493,000	30,982,000
収入合計	③	①+②			73,133,123	1,854,584	455,703	75,443,410	290,000	28,000,000	2,500,000	493,000	30,982,000
													106,726,410

II支出の部

項目	記号	算式	令和3年度通期予算(4-3月)							
			自主事業			研修ボイント 事業			助成事業	
			(A) 一般 (狭義)	SV (更新研修 (ふせん鑑定))	自主事業 合計(A)	研修ボイント 事業合計(B)	モ健事業	生協事業 委託事業	世田谷 助成事業 合計(C)	事業支出 合計 (A)+(B)+(C)
1	資金(人件費)		0	0	0	0	0	598,000	0	598,000
2	書籍購入費		7,000	60,000	0	67,000	0	0	0	67,000
3	プロロゴ組織活動費支出し		5,315,000	0	5,315,000	0	0	0	0	5,315,000
4	調査研究費		150,000	0	150,000	0	0	0	0	150,000
5	広報活動費		3,503,000	0	3,503,000	0	0	0	0	3,503,000
6	旅費交通費		1,200,000	90,000	1,290,000	0	1,310,000	0	25,000	1,335,000
7	P制度委員会の設置・開催費		0	0	0	190,000	0	0	0	190,000
8	P制度広報に係る業務		0	0	0	50,000	0	0	0	50,000
9	P制度調査・システム改修		0	0	0	50,000	0	0	0	50,000
10	通信運搬費		1,214,000	10,000	1,227,000	0	2,793,000	300,000	2,000	3,095,000
11	事務消耗品費		150,000	2,000	1,000	153,000	0	84,400	0	84,400
12	印刷製本費		773,000	26,000	16,000	815,000	0	3,786,000	2,000,000	0
13	会議費		1,601,000	0	0	1,601,000	0	19,000	0	19,000
14	使用料・賃借料		0	0	0	0	1,386,000	0	0	1,386,000
15	諸謝金		649,000	166,000	60,000	875,000	0	950,000	200,000	360,000
17	委託費		20,681,000	0	0	20,681,000	0	13,530,000	0	0
18	雜費		20,000	5,000	5,000	30,000	0	0	103,000	103,000
19	被服務費		0	0	0	0	3,543,000	0	0	3,543,000
	事業費計	④	35,263,000	359,000	85,000	35,707,000	296,000	28,000,000	2,500,000	490,000
1	人件費		2,018,000	0	0	2,018,000	0	0	0	2,018,000
2	福利厚生費		130,000	0	0	130,000	0	0	0	130,000
3	交際費		40,000	0	0	40,000	0	0	0	40,000
4	什器備品		0	0	0	0	0	0	0	0
5	消耗品費		0	0	0	0	0	0	0	0
6	水道光熱費		130,000	0	0	130,000	0	0	0	130,000
7	賃借料		1,764,000	0	0	1,764,000	0	0	0	1,764,000
8	リース代		372,000	0	0	372,000	0	0	0	372,000
9	租税公課		70,000	0	0	70,000	0	0	0	70,000
10	雜費		500,000	0	0	500,000	0	0	3,000	3,000
	管理費計	⑤	5,024,000	0	0	5,024,000	0	0	3,000	3,000
振替	1	会計間接費	260,000	0	0	260,000	0	0	0	260,000
	6	総入金支出計	260,000	0	0	260,000	0	0	0	260,000
	7	事業費管理費計	40,547,000	359,000	85,000	40,981,000	290,000	28,000,000	2,500,000	493,000
	8	予備費	91,000	0	0	156,000	0	0	0	156,000
	9	收支差額	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	当期支出合計	40,547,000	450,000	150,000	41,147,000	290,000	28,000,000	2,500,000	493,000
	11	次期繰越収支差額	32,586,123	1,404,584	305,703	34,296,410	0	0	0	34,296,410

ふくせん 新規入会・退会・会員数の推移

	H30(2018)			R1(2019)			R2(2020)							
	新規	退会	会員数	新規正会員	新規FJC会員	退会	会員数	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計	会員数
4月	20	34	2,276	8	–	40	2,297	12	5	17	25	24	49	3,053
5月	36	16	2,296	21	–	9	2,309	4	7	11	18	12	30	3,034
6月	39	0	2,335	14	610	3	2,930	9	2	11	34	5	39	3,006
7月	44	59	2,320	14	14	3	2,955	12	2	14	12	1	13	3,007
8月	24	19	2,325	6	54	17	2,998	12	1	13	37	10	47	2,973
9月	35	15	2,345	10	32	16	3,024	16	0	16	15	2	17	2,972
10月	5	13	2,337	25	30	29	3,050	15	0	15	4	6	10	2,977
11月	23	9	2,351	35	4	32	3,057	0	1	1	13	1	14	2,964
12月	13	11	2,353	4	0	9	3,052	3	0	3	16	0	16	2,951
1月	8	13	2,348	8	2	4	3,058	14	0	14	10	0	10	2,955
2月	7	2	2,353	2	1	4	3,057	1	0	1	6	1	7	2,949
3月	16	40	2,329	4	29	5	3,085	2	5	7	5	1	6	2,950
年度合計	270	231	△	151	776	171	△	100	23	123	195	63	258	△

3月末 正会員数 2,216 FJC会員数 734

※退会理由

2018年度	
退職、産休、育休	150
異動のため	32
経済的理由	21
会費未納 資格喪失	14
サービスに不満	7
記入なし	4
経費削減	2
死去のため	1
合計	231

2019年度	
退職、産休、育休	90
異動のため	37
経済的理由	13
経費削減	10
サービスに不満	9
会費未納(2年) 資格喪失	5
記入なし	4
事業撤退・利用者減少	3
合計	171

2020年度	
退職、産休、育休	71
経済的理由	34
記入なし	31
異動の為	26
サービスに不満	23
会費未納(2年～)資格喪失	19
経費削減	0
事業撤退・利用者減少	3
関心がなくなった	8
会員種別変更のため(FJCから正会員へ等)	2
その他(記入あり)	41
合計	258

サービスに不満 正会員13名 FJC会員10名

その他(記入あり)の主な記載内容

- ・資格を取得したが活躍の場がないため
- ・資格を実務で使用することがなかったため
- ・体調不良、高齢のため

賛助会員入退会状況

令和2年度 新規入会／2社

- ・株式会社テクノスジャパン
- ・株式会社まもるーの

令和2年度 退会／2社

- ・ラックヘルスケア株式会社
- ・ビズネット株式会社

<賛助会員一覧>

株式会社モルテン／株式会社ケープ／シーホネンス株式会社／株式会社松永製作所／公益財団法人テクノエイド協会／株式会社カワムラサイクル／株式会社幸和製作所／アロン化成株式会社／パナソニックエイジフリー株式会社／株式会社会保険研究所／株式会社ミキ／パラマウントベッド株式会社／日進医療器株式会社／株式会社ランダルコーポレーション／株式会社タイカ／KDDI株式会社／株式会社島製作所／豊通オールライフ株式会社／株式会社ウェルファン／株式会社イーストアイ／株式会社星光医療器製作所／徳武産業株式会社／矢崎化工株式会社／株式会社ウィズ／パラマウントケアサービス株式会社／中央法規出版株式会社／株式会社シコク／株式会社スマート／株式会社タマツ／RT.ワークス株式会社／小宮山印刷株式会社／株式会社プラツツ／シンエイテクノ株式会社／積水ホームテクノ株式会社／株式会社ニシケン／東京商工会議所／株式会社モリトー／株式会社テクノスジャパン／株式会社まもるーの

(申込順・39社 49口 令和3年5月1日現在)

以上

ブロック別 令和2年度新規入会者数及び令和3年度ブロック活動費

	都道府県名	R2新規 入会者数 (R3.3末)	ブロック活動費	R3加算額	R3申請 上限額	ふくせん 正会員数 (R3.3末)	FJC会員数 (R3.3末)	会員数合計
1	北海道	2				25	21	46
2	青森県	1	50,000	1,000	51,000	30	2	32
3	岩手県	8	50,000	8,000	58,000	62	5	67
4	宮城県	3	50,000	3,000	53,000	33	16	49
5	秋田県	1	50,000	1,000	51,000	23	4	27
6	山形県	5	50,000	5,000	55,000	21	10	31
7	福島県	2	50,000	2,000	52,000	21	11	32
8	茨城県	1	50,000	1,000	51,000	32	19	51
9	栃木県	0	50,000	0	50,000	20	11	31
10	群馬県	0				14	6	20
11	埼玉県	5	50,000	5,000	55,000	85	43	128
12	千葉県	3	50,000	3,000	53,000	82	21	103
13	東京都	15	50,000	15,000	65,000	251	109	360
14	神奈川県	3	50,000	3,000	53,000	129	61	190
15	新潟県	0	50,000	0	50,000	56	9	65
16	富山県	0	50,000	0	50,000	35	7	42
17	石川県	1	50,000	1,000	51,000	33	2	35
18	福井県	0	50,000	0	50,000	15	5	20
19	山梨県	3	50,000	3,000	53,000	18	6	24
20	長野県	2				22	16	38
21	岐阜県	2	50,000	2,000	52,000	28	13	41
22	静岡県	2	50,000	2,000	52,000	84	22	106
23	愛知県	4	50,000	4,000	54,000	104	69	173
24	三重県	3	50,000	3,000	53,000	38	11	49
25	滋賀県	1	50,000	1,000	51,000	60	5	65
26	京都府	3	50,000	3,000	53,000	96	13	109
27	大阪府	13	50,000	13,000	63,000	190	57	247
28	兵庫県	6	50,000	6,000	56,000	91	37	128
29	奈良県	1	50,000	1,000	51,000	34	11	45
30	和歌山県	0	50,000	0	50,000	38	9	47
31	鳥取県	1	50,000	1,000	51,000	24	4	28
32	島根県	1				11	2	13
33	岡山県	4	50,000	4,000	54,000	37	9	46
34	広島県	3	50,000	3,000	53,000	29	21	50
35	山口県	1				17	5	22
36	徳島県	0				9	1	10
37	香川県	0	50,000	0	50,000	33	9	42
38	愛媛県	1				18	4	22
39	高知県	3				9	2	11
40	福岡県	0	50,000	0	50,000	35	25	60
41	佐賀県	1				5	2	7
42	長崎県	2	50,000	2,000	52,000	18	3	21
43	熊本県	7	50,000	7,000	57,000	27	4	31
44	大分県	3				6	3	9
45	宮崎県	0	50,000	0	50,000	39	2	41
46	鹿児島県	6	50,000	6,000	56,000	100	5	105
47	沖縄県	0	50,000	0	50,000	29	2	31
	合計	123	1,850,000	109,000	1,959,000	2,216	734	2,950

※網掛けはブロック未設置道県

※加算額は前年度新規入会者数×1,000円で計上

全国福祉用具専門相談員協会 ブロック長名簿

青森県ブロック長	木村 純	東洋シルバーサービス株式会社
岩手県ブロック長	福田 裕子	株式会社サンメディカル
宮城県ブロック長	多田 和史	株式会社ジェー・シー・アイ
秋田県ブロック長	阿部 翔	株式会社かんきょう
山形県ブロック長	加藤 薫	株式会社蔵王サプライズ
福島県ブロック長	寺島 幸紀	株式会社同仁社
茨城県ブロック長	江幡 卓司	株式会社ロングライフ
栃木県ブロック長		
埼玉県ブロック長	中田 敏弘	株式会社ナカウエ
千葉県ブロック長	前野 由美	株式会社ボーソー
東京都ブロック長	鈴木 穎二	株式会社ヤマシタ
神奈川県ブロック長	鈴木 忠	生活協同組合ユーローブ
新潟県ブロック長	武藤 大希	さくらメディカル株式会社
富山県ブロック長	上野 藍子	株式会社イリス
石川県ブロック長	小浦 勇一	有限会社さわやか金沢
福井県ブロック長	端野 一成	ネクスタス株式会社
山梨県ブロック長	廣瀬 智	有限会社グットケア
岐阜県ブロック長	長村 吉章	株式会社美濃庄
静岡県ブロック長	鈴木 陽平	有限会社銀のすず
愛知県ブロック長		
三重県ブロック長	中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス
滋賀県ブロック長	村椿 均	医療法人輝生会 福祉用具貸与事業所
京都府ブロック長	荒井 祐子	有限会社スマイルケア
大阪府ブロック長	酒井 博人	総合メディカル株式会社
兵庫県ブロック長	山田 隆司	株式会社ひまわり
奈良県ブロック長	西浦 忠彦	株式会社イカリトンボ
和歌山県ブロック長	濱岡 努	株式会社大黒ヘルスケアサービス
鳥取県ブロック長	長尾 哲郎	株式会社ハピネライフ一光
岡山県ブロック長	三好 勇輝	株式会社アイルリンク
広島県ブロック長	神田 久司	日本基準寝具株式会社
香川県ブロック長	増田 浩三	有限会社ゴト一商事
福岡県ブロック長	稻留 博之	株式会社エミング
長崎県ブロック長	海田 努	株式会社カイダアイフルケア
熊本県ブロック長	帆鷺 輝誌男	株式会社ホワシ
宮崎県ブロック長	藤山 邦男	株式会社ウエルライフ
鹿児島県ブロック長	岩元 文雄	株式会社カクイックス ウィング
沖縄県ブロック長	佐藤 大介	サトウ株式会社

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービス等の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員
A会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の第1項九号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者
B会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 福祉用具サービスの普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者
- (4) FJC会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者

2. 前項の会員のうち正会員、FJC会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(社員の資格の取得及び喪失)

第7条 当法人の社員はおおむね正会員、FJC会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める）
2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。
3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。
4. 正会員、FJC会員は、代議員選挙に立候補することができる。
5. 代議員選挙において、正会員、FJC会員は他の正会員、FJC会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
6. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7. 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社員総会議決の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員の選任及び解任（同法第63及び70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）
8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
9. 代議員の解任については第32条の規定を準用する。
10. 代議員が正会員、FJC会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

(正会員の権利)

第8条 正会員、FJC会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利

を、代議員と同様に当法人に対して行使することが出来る。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第9条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

4. FJC会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第12条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法

人に対して予告をするものとする。

(除名)

第13条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(拠出金品の不返還)

第15条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第16条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第17条 社員総会はすべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があつたとき

(招集)

第20条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集通知は、会日より14日前までに各代議員に対して発する。ただし、すべての代議員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から選出する。

(議決権)

第22条 代議員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であつて代議員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事由

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 理事又は代議員が、社員総会の開催に替えて社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(書面による議決権行使)

第24条 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第25条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権行使することができる。この場合において第23条の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第27条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上30人以内
- (2) 監事 2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第31条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 补欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第32条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、代議員の半数以上であつて、出席した代議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(特別顧問・顧問)

第34条 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。

2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(責任の一部免除)

第35条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、

理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第43条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従つて行う。

第8章 ブロック組織、支部組織

(ブロック)

第48条 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。

(ブロック規程)

第49条 ブロックにブロック長1人を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程を

もって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これを定め、又は変更することができない。

(支部組織)

第50条 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

(支部長)

第51条 支部に支部長1人を置く。

2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第54条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任命する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 雜 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従

う。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第3条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。(以下略)

(設立時の理事、代表理事)

第4条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。(以下略)

(設立時の監事)

第5条 当法人の設立時の監事は次の通りである。(以下略)

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成24年5月29日より施行する。

第2条 第21条の第4項中「理事又は正会員が、」の後に「総会の開催に替えて」を加え、「過半数」を「全員」に改める。

第3条 第24条の「し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。」を「しなければならない。」に改める。

第4条 第31条の「無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」を「に対して報酬を支給することができる。」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成25年5月30日より施行する。

第2条 第9条の第4項中「3年」を「2年」に改める。

第3条 第17条の第1項中「2か月」を「3か月」に改める。

第4条 第25条の第1項中「3人以上」を「15人以上」に改める。

第5条 第27条の第4項中「3か月に1回以上」を「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成26年6月19日より施行する。

第2条 第29条の第3項中に「第25条に定める定数に足りなくなるときは、」の

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成28年4月1日より施行する。

第2条 第6条第1項(1)中「第3条の2第1項十号」を「第4条の第1項九号」に改める。同、「第3条の2第1項一から九号」を「第4条の第1項一から八号」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成29年6月20日より施行する。

第2条 第7条「社員の資格の取得及び喪失」を加筆する。

第3条 第8条「正会員の権利」を加筆する。

第16条「定時総会」は「定期社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。

第4条 第17条「総会」を「社員総会」に、「正会員」を「代議員」に改める。第2項「社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする」を加筆する。

第5条 第18条「総会」を「社員総会」に改める。

第6条 第19条「定時総会」は「定期社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。第2項、「10分の1」を「5分の1」に改める。

第7条 第20条「総会」を「社員総会」に改める。第3項、「総会」を「社員総会」に、「各正会員」を「各代議員」に、「正会員」を「代議員」に改める。

第8条 第21条「総会」は「社員総会」、「理事長がこれを当たる」は「社員総会においてその都度代議員の中から選出する」に改める。

第9条 第22条「正会員」は「代議員」に、「総会」は「社員総会」に改める。

第10条 第23条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第11条 第24条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第12条 第25条「正会員」は「代議員」に、「第21条」は「第23条」に改める。

第13条 第26条「総会」を「社員

総会」に改める。

第14条 第28条「総会」を「社員総会」に改める。

第15条 第31条「定期総会」を「定期社員総会」に改める。

第16条 第32条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第17条 第41条第2項「理事長及び監事」は「出席した理事長及び監事」に改める。

第18条 第43条「定期総会」を「定期社員総会」に改める。

第19条 第52条「総会」を「社員総会」に改める。

第20条 第53条「総会」を「社員総会」に改める。

附 則

第1条 この定款は、平成31年4月1日より施行する。

第2条 第3条「福祉用具サービス」を「福祉用具サービス等」に改める。

第3条 第4条(1)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、「(2)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、「(3)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、「(4)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に改める。

第4条 第6条「(4) FJC会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者」を加筆する。

第5条 第9条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

第6条 第10条「4. FJC会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」を加筆する。

第7条 第12条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

平成22年9月17日 制定

平成24年5月29日 改正

平成25年5月30日 改正

平成26年6月19日 改正

平成27年6月23日 改正

平成29年6月20日 改正

平成30年6月22日 改正

令和2年6月17日 改正

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会倫理綱領

—— 福祉用具専門相談員の倫理綱領 ——

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

わたくしたち福祉用具専門相談員は、高齢者、障害者、その家族等の方々（以下「利用者等」という。）が、福祉用具を利用する際に、福祉用具にかかる専門的知識、技術等をもって相談援助、適合等を行うとともに、福祉用具の導入後も適切な利用についてサポートする専門職です。

介護保険のスタートとともに福祉用具サービスが制度に位置づけられましたことから、その利用は順調に拡大していますが、少子高齢化に伴う社会的な介護力の低下や介護ニーズの多様化に伴って福祉用具の必要性が高まり、それに関わる福祉用具専門相談員の職務領域も急速に広がりを見せており、その役割と責任は益々重要性を増しています。

福祉用具専門相談員は、このような社会的な要請に応えるために、福祉用具の利用者等の尊厳を重んじ、住みなれた地域や環境で、自立した生活を支援するための最適な福祉用具サービスの提供に努める必要があります。

全国福祉用具専門相談員協会では、ここに「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を定めて、福祉用具の専門職としての立場を明確にし、会員一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとします。

1. 法令遵守

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービスの提供において、法令等を遵守しなければならない。

2. 平等原則

福祉用具専門相談員は、人の尊厳を守り、人種、性別、思想、信条、社会的身分、門地等によって差別してはならない。

3. 守秘義務

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者等から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。
- (2) 福祉用具専門相談員は、業務上で利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得なければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、業務上で知りえた利用者等の個人情報については、業務を退いた後もその秘密を保持する。

4. 説明責任

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等が福祉用具を利用する際に必要となる情報を、分かりやすい表現や方法等を用いて提供し、同意を得なければならぬ。

5. 不当な報酬・利益供与の禁止

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等から不当な報酬を得てはならない。また、関係者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

6. 利用者情報の活用

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等とのコミュニケーションを重視して、福祉用具に関わる要望や苦情等の情報を理解するとともに、今後の福祉用具の適正な使用や開発等に有効に活用するよう努める。

7. 多職種との連携

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等に質の高い福祉用具サービスを総合的に提供していくため、福祉、保健、医療、その他関連する専門職と連携を深めることに努める。

8. 普及・啓発

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具に係る調査・研究や普及・啓発に心掛けるとともに、利用者等に対して利便性の高い福祉用具サービスの提供に努める。

9. 専門性の向上

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具の専門的な知識・技術等の研鑽に励むとともに、後進を育成し、専門職としての社会的信用を高めるよう努める。

10. 社会貢献

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具サービスの充実を図るとともに、利用者等に対し自己及び所属する組織がもつ知識、技術等を積極的に提供して社会貢献に努める。

平成20年6月25日採択

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号室

メール info@zfssk.com／ホームページ <http://www.zfssk.com/>

TEL 03-5418-7700／FAX 03-5418-2111